

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報の提供

派遣元事業主 鳥取県米子市角盤町1丁目76番地
NTT西日本米子支店ビル2階
鳥取県シルバー人材センター連合会

○令和3年度 事業所別シルバー派遣実績等

事業所	派遣者数	受注件数	派遣料金(円)	派遣労働者賃金(円)	マージン率(%)
連 合 会	15	5	11,430	8,802	23.0
鳥 取 市	94	55	11,093	8,423	24.1
米子広域	95	88	9,757	7,551	22.6
倉 吉 市	67	34	9,321	7,102	23.8
境 港 市	22	16	10,218	7,881	22.9
南部広域	60	24	9,844	7,675	22.0
大 山 町	18	10	9,735	7,522	22.7
岩 美 町	12	3	10,077	8,102	19.6
智 頭 町	23	7	8,849	7,292	17.6
八 頭 町	24	5	10,040	8,127	19.1
湯梨浜町	4	4	10,981	9,099	17.1
琴 浦 町	8	2	9,353	7,559	19.2
北 栄 町	14	16	10,602	8,417	20.6

・派遣料金 1人1日(8時間当たりの平均額)

・派遣労働者賃金 1人1日(8時間当たりの平均額)

・マージン率 $\frac{\text{派遣料金} - \text{派遣労働者賃金}}{\text{派遣料金}} = \text{小数点第2四捨五入}$

○キャリア形成支援に関すること

・キャリア・コンサルティング相談窓口

鳥取県内各シルバー人材センター(派遣事業所)に相談窓口を設置しています。

○派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

・事業所名 : 鳥取市、倉吉市、境港市、南部広域、岩美町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町

・労使協定の締結 : あり(当該協定の有効期間終期 令和6年3月31日)

・当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 事業所にて雇用し派遣就業しているすべての派遣労働者

○その他の事項

・労災保険加入

・社会保険、雇用保険は原則加入なし

当会が実施するシルバー派遣事業は、60歳以上の会員が「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に限定されているため。

ただし、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第45条において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、鳥取県から指定を受けている業種及び職種の場合は、業務状況により加入。